

伊予灘沿岸海岸保全基本計画

平成27年9月

愛 媛 県

目 次

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 伊予灘沿岸の概要	1
2. 伊予灘沿岸の区域	2
3. 伊予灘沿岸の海岸保全に関する基本理念	3

第1章 海岸の保全に関する事項

1. 海岸の防護に関する事項	5
2. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	11
3. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	12

第2章 海岸保全施設整備に関する事項

1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	13
1-1. 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	13
1-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置	13
1-3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	13
2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	18
2-1. 海岸保全施設の存する区域	18
2-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置	18
2-3. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	18

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 伊予灘沿岸の概要

伊予灘沿岸は、佐田岬から高縄半島先端の錨掛ノ鼻に至る瀬戸内海に面した沿岸である。佐田岬の一部及び松山市から今治市(旧波方町)の錨掛ノ鼻が瀬戸内海国立公園に指定され、松山市沖の旧中島町周辺の島々が特別地区となっているなど、優れた景観を呈している。

当沿岸西部では、山が海に迫り海岸線は変化に富んでおり、沿岸東部では、松山平野が広がり海域の水深も浅く比較的平坦で砂浜海岸が多い。

沿岸域一帯には藻場が広がり、また、重信川河口に形成された干潟には多くの鳥類の渡来地になっているなど、豊かな自然も多く残されている。

松山市の位置する沿岸東部は、愛媛県の政治・経済・文化の中核をなす地域を形成し、島しょ部は、瀬戸内の多島美を誇り、農漁業と観光を主産業とする地域である。

松山市から佐田岬にかけて美しい海岸線は「夕やけこやけライン」、「メロディライン」などドライブウェイとして利用されている。また、松山市中島・伊予市ではトライアスロン、伊予市ではビーチバレーなどのスポーツイベントが、沿岸域において開催されている。

当該沿岸は前面の海域が開けていることから、台風や季節風により高波が発生したり、高潮偏差が大きいため、台風時に高潮が発生し、浸水の危険性が高い。

地震時には、沖積層からなる松山平野を中心に液状化の発生が予想され、津波高は比較的低いものの、堤防等が沈下や倒壊した場合、地震発生直後から浸水の危険性が高い。昭和南海地震からすでに70年近くが経過し、2014年1月には地震調査研究本部から南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震発生確率が「今後30年以内で70%程度」と公表されるなど、地震・津波対策の必要性が高まっている。

このように伊予灘沿岸は、漁業、産業利用、レクリエーションなど多様な利用がされる中、美しい自然や貴重な自然が残されている地域であるが、浸水被害の危険性が高い地域も多くある。このため、貴重な自然環境の保全と利用に十分配慮し、防護対策の強化が必要な地域である。



重信川河口干潟



松山港



夕やけこやけライン



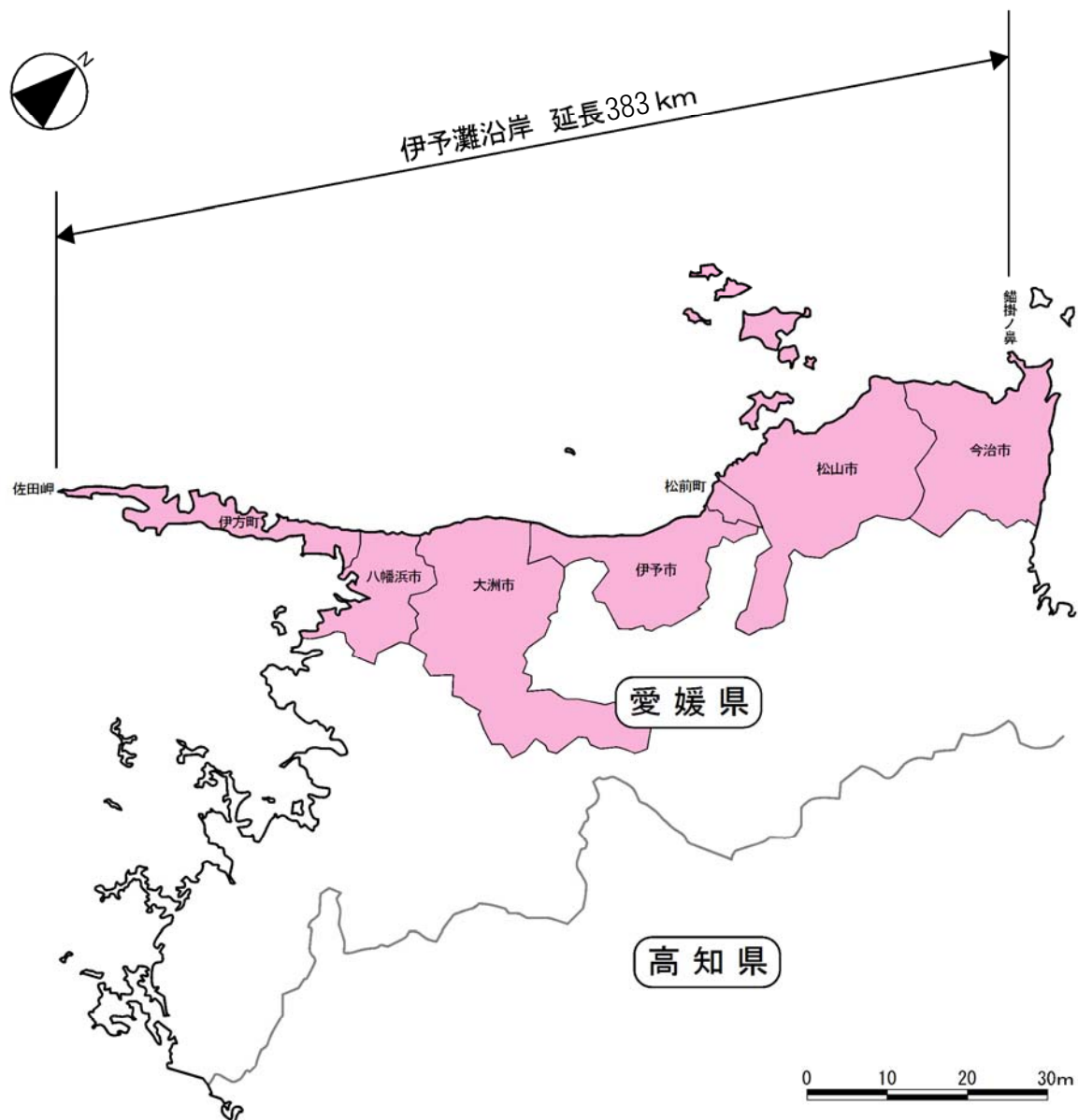
トライアスロン



立岩海岸

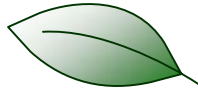
2. 伊予灘沿岸の区域

伊予灘沿岸の区域は下記のとおりで、5市2町に及ぶ。

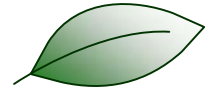


愛媛県 : 伊方町、八幡浜市、大洲市、伊予市、松前町、松山市、今治市

3. 伊予灘沿岸の海岸保全に関する基本理念



愛媛県全体の海岸保全に関する基本理念



愛媛県特有の海岸を、県民の様々な要求に対応しつつ、県民共有の財産として次世代へ継承していくために、

『 人も自然も 愛顔あふれる えひめの海岸づくり 』

を県全体の海岸保全のための基本理念とし、これに基づき、各沿岸毎の基本理念を定める。

愛媛県では、人命・財産の災害からの防護に優先的に取り組むこととし、緊急に防護が必要で投資効果の高い箇所から、その地域に適した海岸保全施設の整備に努める。

整備にあたっては、単に防護からの視点だけでなく、自然環境や自然景観の保全、海岸利用面への配慮も踏まえた対策に取り組む。

また、防護の必要性が低く、優れた自然環境や自然景観を有する箇所については、原則として海岸保全施設を整備せず、現在の自然を大切に保存していくための管理に努める。

伊予灘沿岸における海岸の現状や課題を踏まえ、「人にも自然にも暖かく、明るい伊予の海岸づくり」を「伊予灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、この理念の基に海岸保全を実施する。

人にも自然にも暖かく、明るい伊予の海岸づくり

【 防護面での基本方針 】

地域を守る安全な海岸の整備を最優先に考え、高潮・波浪や侵食、地震・津波に対する危険性が高い地域など緊急に防護が必要で投資効果が高い箇所から計画的に整備を進める。

また、貴重な自然砂浜が残されている地域や侵食による汀線の後退傾向が著しい地域では、現状の砂浜の保全・維持に取り組む。

さらに、南海トラフ地震等による地震・津波に対しては、一定の防護施設を備えつつ、安全な場所への避難を基本に、円滑な避難を支援する施設整備、情報伝達及び避難体制の強化を図り、ソフト対策と一体となって地域住民や観光客をはじめとする全ての海岸利用者にとって安全で安心できる海岸づくりを進める。

なお、持続的に海岸保全施設の安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

【 環境面での基本方針 】

藻場が沿岸一帯に分布する他、鳥類の飛来地で知られる重信川河口干潟が現存するなど、貴重な自然環境を有しており、こうした周辺の自然環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりを目指し、優れた海岸環境を次世代に継承する。

【 利用面での基本方針 】

沿岸一帯に海水浴場が分布し、トライアスロンなど地域性のある海辺のイベントが展開されていることから、海辺のイベントや日常的な海岸利用に配慮するとともに迷惑行為の制限など、海岸利用のルールづくりやマナー啓発に努め、適正な海岸利用を促進する。

また、愛媛の流通拠点となる港湾機能や生活拠点となる漁港機能との調和を図りつつ、より多くの人々が海と親しむことのできる海岸づくりに配慮する。

第1章 海岸の保全に関する事項

1. 海岸の防護に関する事項

★防護面での基本方針★

○南海トラフ地震に備えた地震・津波対策の推進

- ・南海トラフ地震により発生する地震・津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先とし、一定の防護施設を備えつつ、安全な場所への避難を基本に、ハード・ソフト両面での総合的な防災対策を推進する。
- ・ハード面からの対策である海岸保全施設は、内閣府の新たな津波対策の考え方を踏まえ発生頻度の高い津波（設計津波：L1津波）に対しての整備を基本とする。
- ・設計津波に対して現況堤防高が確保されている場合でも、地震による地盤沈下及び液状化の恐れのある海岸においては、地盤沈下量を想定し、堤防の嵩上げと液状化対策の複合対策を基本に堤防の強化を図る。
- ・ただし、発生頻度の高い津波（L1津波）を超える津波に対しても、全壊しにくく全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能な、粘り強い構造への工夫を図る。
- ・なお、液状化等による堤防の沈下量が著しい場合等は、津波からの時間を稼ぐために必要な対策や、津波が堤防を越えるまでに「逃げる」避難場所の確保など、沿岸自治体と協働のもと、ハード・ソフト両面から地域の状況に応じた整備を検討する。
- ・また、河川の津波遡上対策と連携し、沿岸域の一体防御に努める。

○計画的な高潮・波浪対策の推進

- ・地域を守る安全な海岸の整備を最優先に考え、高潮・波浪による浸水の危険性が高い地域など緊急に防護が必要で投資効果が高い箇所から計画的に整備を進める。
- ・海岸保全施設の整備に際しては、施設の耐震化や液状化対策を考慮するとともに、津波対策との整合性を図る。

○総合的な侵食対策の推進

- ・貴重な自然砂浜が残されている地域では、砂浜による消波効果が低下しないよう現状の砂浜の保全・維持に努めていく。また、侵食による汀線の後退傾向が著しい地域では、適切な土砂供給が図られるよう河川の上流から海岸までの総合的な土砂管理を推進していくため、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設などの関連機関との連携を図る。

○災害に強い地域づくりの推進

- ・災害による被害を最小限にとどめるため、県及び市町の地域防災計画に基づき、地域住民と行政が一体となった、災害に強い地域づくりを推進する。このため、地域住民を含む関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会や意見交換の機会を必要に応じて設け、災害時における情報伝達や避難誘導などのあり方について共有し、地域の協力体制の強化を図る。
- ・津波や高潮・波浪の被害想定を踏まえ、避難や水防活動等の訓練実施の支援などを行い、避難路や避難場所を周知するとともに防災知識の普及に努める。また、関係市町が行う津波や高潮ハザードマップの作成や津波避難計画の策定促進などにより、地域住民の防災意識の向上や避難体制の強化を図る。
- ・海岸保全施設の整備によっても、地震・津波、高潮・波浪等の災害に対して、全てのリスクは現実的に回避できないため、行政による公助はもとより、「自分の身は自分で守る」ことを念頭に、自助及び身近な地域コミュニティ等による共助の精神の普及啓発が必要であり、各地域での地域防災力の強化を図る。

○安全で適切な維持管理の推進

- ・既存の海岸保全施設については、持続的に施設の機能を確保するため、定期的な巡視や施設点検を行うとともに予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を図る。
- ・老朽化等により、所定の防護機能が確保されていない海岸保全施設を更新及び修繕する場合、地震・津波や高潮等に対する防護機能の評価を行い、必要に応じて耐震補強や液状化対策を講じるとともに、減災効果を高めることを目的とした粘り強い構造の導入を検討する。
- ・堤防の嵩上げ等の改良が必要な海岸保全施設を修繕する場合、改良の内容や実施時期を考慮の上、手戻りが生じることの無いよう調整を図る。
- ・水門、陸閘等については、操作従事者の安全確保を最優先に、操作規則を策定し、適切な操作と効果的な管理運用体制の確保を図る。また、操作従事者の危険時における安全最優先の退避ルールの明確化を図るとともに、津波等の異常気象発生時に水門、陸閘等の開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を推進する。
- ・海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改定に注視し、必要に応じて検討を加える。

< 海岸防護の目標 >

◆防護すべき地域◆

次項に掲げる防護水準に対し、海岸保全施設を新設または改良しない場合に海岸背後の家屋、土地等に被害が発生すると想定された区域

- ①高潮・波浪に対しては、設定した潮位、波浪が発生した場合の浸水区域
- ②侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進む場合の影響区域、または現時点で海浜を保全・維持する必要性が認められた区域
- ③津波に対しては、想定した津波が発生した場合の浸水区域
- ④地震による液状化や地殻変動に伴う地盤の沈降に対しては、想定した液状化等が発生した場合の浸水区域

◆防護水準◆

- ①高潮・波浪
 - ・過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護可能な施設の整備を基本とする。
- ②侵食
 - ・侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することが可能な施設の整備を基本とする。
- ③津波
 - ・南海トラフ地震を想定した新たな津波対策への対応として、「設計津波（L1 津波）の水位」に対する施設の整備を基本とする。
- ④液状化等
 - ・南海トラフ地震による液状化や地殻変動に伴う地盤の沈降の危険性が高い海岸では、想定される沈下量に対し防護可能な施設の整備を基本とする。

■新しい津波対策の考え方

内閣府中央防災会議専門調査会（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波に関する専門調査会報告 平成 23 年 9 月）から、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の甚大な津波被害を教訓に、今後、津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する新しい津波対策の考え方が示された。

【二つのレベルの津波】

最大クラスの津波（L2 津波）

○津波レベル

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波（概ね数百年から千年に一度の発生頻度）

○対策の基本的な考え方（減災）

- ・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸にソフト・ハードの取り得る手段を尽くした総合的な対策を確立していく。
- ・被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのために、海岸保全施設等のハード対策によって、津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、避難することを中心とするソフト対策を実施していく。

○対策内容

- ・津波浸水想定区域図の作成、ハザードマップの整備
- ・率先避難の啓発（津波防災教育、自主防災組織との連携等）
- ・避難施設（避難路の確保、津波避難ビルの指定、津波避難タワーの整備等）
- ・津波防護施設の指定（道路・公園等）

比較的発生頻度の高い津波（L1 津波＝設計津波）

○津波レベル

- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）

○対策の基本的な考え方（防災）

- ・人命・財産の保護と地域経済の安定化のため、海岸保全施設等を整備していく。
- ・海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い津波に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を越えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造への改良も検討していく。

○対策内容

- ・海岸保全施設等の整備の目安となる「設計津波の水位」を設定
- ・海岸保全施設等の整備（堤防等の整備、堤防・水門等の耐震化・液状化対策等）

■海岸保全施設の整備の考え方

○海岸保全施設は、発生頻度の高い津波（設計津波：L1 津波）及び高潮・波浪から人命・財産を守ることを基本とし、整備を行う。

- ・海岸保全施設整備の目安となる「設計津波の水位」は、湾の形状や山付け等の自然条件等から勘案して同一の津波外力を設定しようと判断される一連の海岸「地域海岸」毎に、発生頻度の高い津波（L1 津波）を対象として、海岸堤防等での「せり上がり」を考慮して設定する。
- ・海岸堤防等の整備高さは、「設計津波の水位」を基に、環境保全、周辺環境との調和、沿岸の利用、地域住民の意向等を総合的に考慮して適切に設定する。
- ・設計津波を生じさせる地震の発生に伴う断層運動により、広域にわたって地殻変動に伴う地盤沈下（初期地盤変動）が予測される場合には、当該地震の発生後に堤防高が不足しないように、海岸堤防高等の整備高さに、予め初期地盤変動量を考慮する。
- ・設計津波に対して現況堤防高が確保されている場合でも、地震発生時の地盤の液状化等により堤防等の沈下や倒壊の恐れがある海岸については、耐震対策を行い、背後地への浸水を防止するよう堤防等の機能を確保する。

○発生頻度の高い津波（L1 津波）を超える津波に対しても、全壊しにくく、全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能な「粘り強い構造」への工夫を図る。

- ・海岸堤防等の「粘り強い構造」により施設の効果が発揮された場合には、避難のためのリードタイムを長くする効果、浸水面積や浸水深を低減し浸水被害を軽減する効果、第2波以降の被害を軽減する効果等が期待される。
- ・海岸堤防等の「粘り強い構造」の工夫では、裏法尻部の保護・裏法の緩勾配化、天端保護工・裏法保護工・表法被覆工、波返工の補強鉄筋等を検討する。

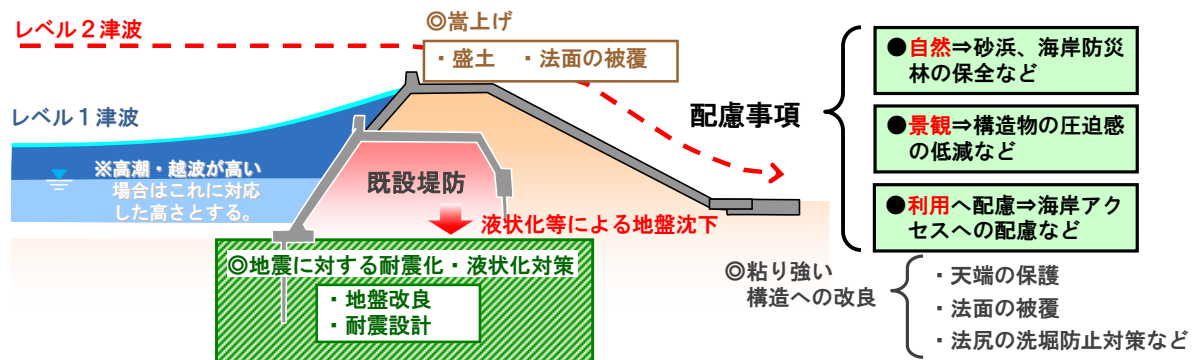
参考通知：「設計津波の水位の設定方法等について」

（農林水産省農村振興局整備部防災課長等 平成23年7月8日）

「海岸堤防等の粘り強い構造及び耐震対策について」

（農林水産省農村振興局整備部防災課長等 平成23年12月15日）

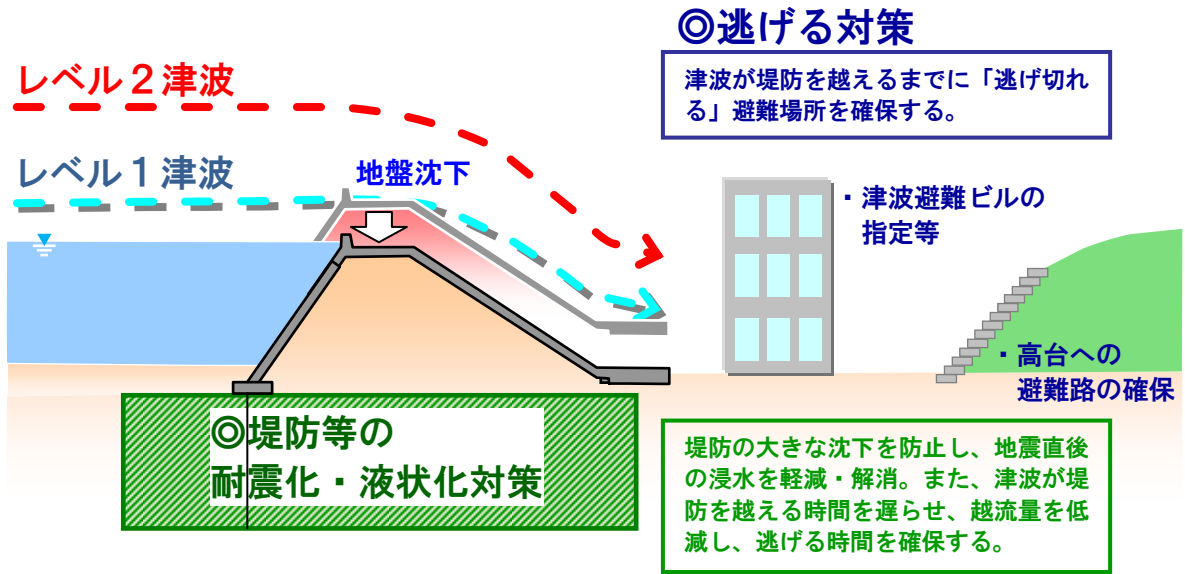
【地震・津波対策を踏まえた海岸堤防の整備イメージ】



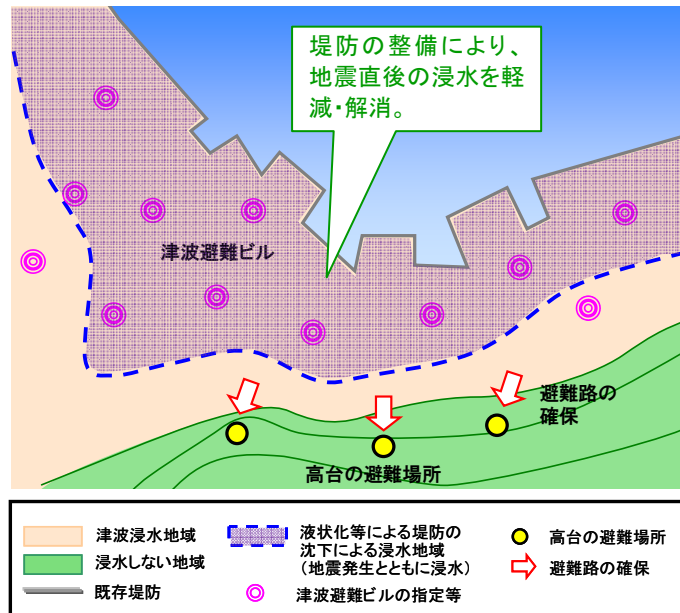
■地域の状況に応じた地震・津波対策の考え方

・液状化等による堤防の沈下量が著しく大きい場合は、地震発生直後に浸水が始まり円滑な避難が困難となることが想定される。このため、堤防等の耐震化や液状化対策により地震発生直後の浸水を防ぐとともに、関係市町と協働のもと、津波が堤防を越えるまでに「逃げ切れる」避難場所を確保するなど、ハード・ソフト両面から地域の状況に応じた整備を検討する。

【地盤沈下量が著しく大きい場合の津波対策のイメージ】



津波対策のイメージ（断面）



津波対策のイメージ（平面）

2. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

★環境面での基本方針★

・優れた自然環境の保全

伊予灘沿岸域は、佐田岬半島宇和海県立自然公園、瀬戸内海国立公園に指定されている他、鳥類の飛来地で知られる重信川河口干潟が現存するなど、優れた自然環境を有している。

こうした優れた自然環境への影響をできるだけ回避するとともに、景観の保全も含め、自然と共生する海岸環境の保全を図るため、生物多様性の確保に向けた藻場・干潟の保全やミティゲーション（回避・最小化・代償措置）の視点からの施設整備及び施設の維持管理に取り組む。

また、貴重な自然環境や植物等で、津波等の破壊により保全できない可能性があるものについて、将来的な復元に備え、記録として残すことに努める。

- 「生物多様性基本法」 平成 20 年 6 月施行
- 「生物多様性えひめ戦略」 平成 23 年 12 月

・関連機関等との連携による広域的な取組

沿岸域の環境を守るためには、重信川河口干潟など貴重な自然環境資源の保護・保全だけでなく、身近に存在する藻場、干潟、砂浜など海浜生物の生息環境、及び背後地の森林、河川なども含めた広域的な視点から、関連機関や関係市町、地域住民との連携強化を図る。

・事前調査、追跡調査の実施

海岸整備にあたり、特に自然環境への配慮が必要な場合においては、自然環境に関する事前の調査を行い、環境保全に配慮した施設計画等の検討を行う。

さらに、施工時や施工後における追跡調査を実施し、環境保全に配慮した施設の効果を検証し、今後の海岸事業に反映させる。

・環境保全活動の推進と支援

優れた海岸環境の保全のため、海岸利用者のマナー向上に向けた啓発活動を推進し、環境保全に対する理解や自然を大切に思う心を育むため、海岸協力団体制度の活用を図り、愛ビーチ制度の普及や体験学習会等の提供に努める。

・水質汚濁の防止や漂着物対策の推進

良好な海岸の水質を維持するため、水質環境の継続的な監視とともに、河川管理者や関係市町と連携して、生活排水対策の推進等に努める。

また、海浜部の漂着ごみ対策として、環境教育、清掃事業の鋭意実施や適正なごみ処理等を理解、実践につなげる工夫を行う。

- 「海岸漂着物処理促進法 平成 21 年 7 月 15 日施行」
海岸漂着物等の処理に係る責任の明確化
- 愛媛県グリーンニューディール基金 平成 21 年度～23 年度
- 「愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画 平成 24 年 1 月策定」

3. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

★利用面での基本方針★

- ・安全に利用できる海岸づくり

関係市町との連携のもと、津波からの避難情報等を表示する案内板を整備するなど、海岸利用者の安全性の向上に努める。

- ・多様なニーズに対応した複合的な海岸づくり

海岸では、緑地や人工海浜の整備などにより、レクリエーション活動の推進、漁業振興、地域性豊かなイベントによる地域振興など、多様な人々が交流するにぎわいのある水際空間の整備を検討する。

- ・誰もが快適な海岸づくり

利用頻度の高い海岸では、誰もが海辺に近づきやすいアクセス路、階段護岸や海岸利用の増進に役立つ施設についてユニバーサルデザイン化に努め、自然とのふれあいの場等として海浜の整備を推進する。

- ・適正な海岸利用の推進

誰もが快適に海岸を利用できるよう、他の利用者の迷惑となる行為の制限や海岸環境へ支障を及ぼす行為の制限など、地域特性に応じた海岸利用のルールづくりを進める。

海岸利用のルール等については、利用者にわかりやすく表示するとともに、利用者へのマナーの啓発などにも取り組む。

第2章 海岸保全施設整備に関する事項

1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

県の基本方針と沿岸の海岸保全に関する基本理念及びゾーン毎の基本方針を踏まえ、今後海岸整備を行っていくべき「整備対象海岸」を抽出する。

また、厳しい財政状況の中、防護面における対策の緊急性や背後地の重要度、さらに、背後地における防災上重要施設の立地状況等の観点から、「整備対象海岸」の中から、計画期間内の概ね20年間に重点的に整備を行っていくべき「重点整備海岸」を選定する。

本計画の施設概要等は整備の方向性を示すものであり、具体的な施設規模、構造、工法等については、各事業の詳細検討段階で決定していく。

また、自然的・社会的状況の変化等により、必要に応じて内容の見直しを行う。

1-1. 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

防護・環境・利用面から各海岸の現況評価を行い、地震・津波対策、高潮対策、侵食対策、施設改良の必要性や背後地の重要度を検討のうえ、新設又は改良しようとする区域を抽出し、整備対象海岸位置図及び整備対象海岸整理表の計画施設概要の欄に示す。

1-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置

抽出した整備対象海岸において整備をしようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置については、整備対象海岸整理表の計画施設概要の欄に示す。

1-3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設により防護される地域及びその地域の土地利用状況については、整備対象海岸整理表の受益の地域及びその状況の欄に示す。

■整備対象海岸整理表

NO.	海岸名	地区名	所管	関係市町	保全延長 (m)	計画施設概要 (区域、種類、規模、配置)	受益の地域及びその状況		重点整備 海岸
2-1	小部漁港海岸	岡地区	水産	今治市	2034	津波・高潮対策として護岸等の機能強化と液状化対策を検討(約1,500m)	約8ha	広範囲の人家連担地域・県道(県166)・小部漁港	○
2-2	小部漁港海岸	宮崎地区	水産	今治市	764	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約350m)、波高低減対策を検討(約100m)	約0.3ha	集落(点在)・県道・小部漁港	
3	九王海岸	-	国土(水国)	今治市	1211	高潮対策として護岸改良を検討(約300m)	約0ha	集落(連担)・鉄道・県道(県15)	
5	南九王海岸	-	国土(水国)	今治市	762	高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約300m)	約20ha	集落(点在)・町道	
6	大井海岸	-	国土(水国)	今治市	2002	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約981m)	約7ha	工業地帯等・鉄道・広範囲の人家連担地域・県道(県15)	
7	新田海岸	-	国土(水国)	今治市	4446	津波・高潮対策として面的防護対策を検討(約1,804m)	約0.5ha	集落(連担)・国道(R196)	○
10	亀岡漁港海岸	-	水産	今治市	2669	津波・高潮対策として護岸等の機能強化と液状化対策を検討(約1,300m)	約9ha	市街地・鉄道・国道・工業地帯等・国道(R196)	○
13	北浜海岸	-	国土(水国)	今治市	187	津波対策として護岸等の機能強化を検討(約185m)	約4ha	集落(連担)・町道・国道(R196)	
14-1	菊間港海岸	西海岸地区	国土(港)	今治市	(1814)	津波対策として護岸等の機能強化と液状化対策を検討(約700m)	約0.2ha	工業地帯等・国道(R196)	○
14-2	菊間港海岸	水尻海岸地区	国土(港)	今治市	(1814)	津波対策として護岸等の機能強化と液状化対策を検討(約700m)	約4ha	広範囲の人家連担地域・鉄道・国道(R196)・今治市菊間支所	○
14-3	菊間港海岸	新田地区	国土(港)	今治市	(1814)	津波対策として護岸等の機能強化と液状化対策を検討(約400m)	約0.5ha	広範囲の人家連担地域・鉄道・国道(R196)・今治市菊間支所	○
14-4	菊間港海岸	北浜地区	国土(港)	今治市	(1814)	津波対策として護岸等の機能強化と液状化対策を検討(約300m)	約3ha	集落(連担)・鉄道・国道(R196)	○
15	田の尻海岸	-	国土(水国)	今治市	2579	高潮対策として波高低減対策を検討(約600m)	約0.4ha	集落(点在)・国道・鉄道・国道(R196)	
16	田の尻漁港海岸	-	水産	今治市	485	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約450m)	約0.1ha	集落(点在)・鉄道・国道(R196)	
18	浅海漁港海岸	-	水産	松山市	1295	津波対策として護岸等の機能強化を検討(約1,500m)	約1ha	広範囲の人家連担地域・鉄道・国道(R196)	○
20	大浦漁港海岸	-	水産	松山市	975	高潮対策として波高低減対策を検討(約360m)	約0.2ha	集落(連担)・鉄道・国道(R196)	○
21	立岩海岸	-	国土(水国)	松山市	1670	津波対策として護岸等の機能強化と液状化対策を検討(約378m)	約1ha	工業地帯等・集落(連担)・鉄道・国道(R196)	
22-1	北条港海岸	土手内・辻地区	国土(港)	松山市	(3141)	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約200m)	約1ha	広範囲の人家連担地域・鉄道・国道(R196)・松山市北条支所	○
25	柳原漁港海岸	-	水産	松山市	741	津波・高潮対策として護岸等の機能強化と嵩上げ及び液状化対策を検討(約740m)	約0.1ha	広範囲の人家連担地域・国道(R196)	
29	小川漁港海岸	-	水産	松山市	679	高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約130m)	約0ha	集落(連担)・鉄道・県道・国道(R196)	○
30	安居島漁港海岸	-	水産	松山市	794	高潮対策として波高低減対策を検討(約140m)	約0.4ha	集落(連担)・市道	
31-1	中島港海岸	本島地区	国土(港)	松山市	(6368)	津波対策として護岸等の機能強化を検討(約1,746m)	約5ha	広範囲の人家連担地域・県道・松山市中島支所・中島港	○
32	大串海岸	-	農村	松山市	1846	高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約150m)	約0.2ha	集落(点在)・農地(点在)	
33	長師漁港海岸	-	水産	松山市	2530	津波対策として護岸等の機能強化と波高低減対策を検討(約500m)	約0.5ha	集落(連担)・町道・県道	
35	神ノ浦漁港海岸	-	水産	松山市	1180	津波・高潮対策として護岸等の機能強化と波高低減対策を検討(約250m)	約0.8ha	集落(連担)・県道	
36	長崎海岸	-	国土(水国)	松山市	4231	高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約800m)	約0.3ha	集落(点在)・県道・農地(連担)	
37	宇和間小部屋海岸	-	農村	松山市	1365	高潮対策として護岸等の機能強化と波高低減対策を検討(約800m)	約0.4ha	集落(連担)・県道・農地(連担)	
38-1	饒漁港海岸	宇和間熊田地区	水産	松山市	848	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約420m)	約0.1ha	集落(連担)・県道	
38-2	饒漁港海岸	吉木地区	水産	松山市	408	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約40m)(護岸、胸壁、樋門)	約0ha	集落(連担)・県道	
38-5	饒漁港海岸	粟井地区	水産	松山市	351	高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約70m)	約0.1ha	集落(連担)・県道	
40	西中港海岸	-	国土(港)	松山市	520	津波対策として護岸等の機能強化を検討(約500m)	約0ha	集落(連担)・市道	
42	小畑里海岸	-	農村	松山市	3314	高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約500m)	約2ha	県道・農地(連担)	

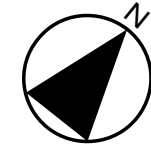
NO.	海岸名	地区名	所管	関係市町	保全延長 (m)	計画施設概要 (区域、種類、規模、配置)	受益の地域及びその状況		重点整備 海岸
43	大泊海岸	-	農村	松山市	250	高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約40m)	約0ha	町道・農地(点在)	
48	野忽那南海岸	-	農村	松山市	2295	高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約380m)	約0ha	農地(連担)	
49	野忽那漁港海岸	-	水産	松山市	925	津波対策として護岸等の機能強化を検討(約50m)(護岸・消波工)	約0.7ha	集落(連担)・市道	
51-1	睦月漁港海岸	睦月地区	水産	松山市	(1812)	津波・高潮対策として護岸等の機能強化及び波高低減対策を検討(約700m)	約0.9ha	広範囲の人家連担地域・市道	
52	上怒和漁港海岸	-	水産	松山市	1695	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約150m)	約0.4ha	集落(連担)・県道	
54	怒和南海岸	-	農村	松山市	3635	高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約100m)	約2ha	町道・農地(連担)	
55	元怒和漁港海岸	-	水産	松山市	820	津波対策として護岸等の機能強化と波高低減対策を検討(約150m)	約0.6ha	集落(連担)・県道・町道	
56	怒和北海岸	-	農村	松山市	6895	高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約120m)	約0.9ha	町道・農地(連担)	
58	津和地仙波海岸	-	農村	松山市	1781	侵食対策として護岸等の機能強化を検討(約300m)	約1ha	町道・農地(連担)	
60	津和地ハゼ海岸	-	農村	松山市	3078	高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約250m)	約0ha	町道・農地(連担)	
61	二神小池海岸	-	農村	松山市	2155	高潮対策として波高低減対策を検討(約500m)	約0.5ha	集落(点在)・農地(連担)	
62	二神南海岸	-	共管(農村)	松山市	3242	高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約700m)	約2ha	農地(連担)	
64	二神漁港海岸	-	水産	松山市	570	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約400m)	約0.6ha	集落(連担)・二神漁港	○
67	堀江東海岸	-	国土(水国)	松山市	1714	高潮対策として波高低減対策を検討(約500m)	約0ha	集落(連担)・国道(R196)	○
68	堀江港海岸	-	国土(港)	松山市	493	津波・高潮対策として護岸等の機能強化と波高低減対策を検討(約500m)	約5ha	広範囲の人家連担地域・県道・国道(R196)	○
69	堀江西海岸	-	国土(水国)	松山市	309	高潮対策として波高低減対策を検討(約300m)	約2ha	広範囲の人家連担地域・国道(R196)	○
70	堀江漁港海岸	-	水産	松山市	422	津波対策として護岸等の機能強化と面的防護対策を検討(約500m)	約2ha	集落(連担)・鉄道・国道(R196)	○
71-1	松山港海岸	今出地区	国土(港)	松山市	(19195)	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約600m)	約6ha	工業地帯等・県道(県22)・松山港	○
71-2	松山港海岸	吉田地区	国土(港)	松山市	(19195)	津波対策として護岸等の機能強化と液状化対策を検討(約287m)	約0.8ha	工業地帯等・県道(県22)・県道(県18)・松山港	○
71-3	松山港海岸	三津地区	国土(港)	松山市	(19195)	津波対策として護岸等の機能強化と液状化対策を検討(約2,151m)	約53ha	工業地帯等・国道(R437)・県道(県22)・県道(県19)・松山西警察署・松山港	○
71-4	松山港海岸	梅津寺地区	国土(港)	松山市	(19195)	津波・高潮対策として護岸等の機能強化と液状化対策を検討(約1,791m)	約59ha	広範囲の人家連担地域・県道(県19)・松山港	○
71-5	松山港海岸	高浜地区	国土(港)	松山市	(19195)	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約350m)	約1ha	集落(連担)・県道・県道(県19)・県道(県39)・松山港	○
71-6	松山港海岸	和氣地区	国土(港)	松山市	(19195)	津波対策として護岸等の機能強化と液状化対策を検討(約315m)	約28ha	広範囲の人家連担地域・工業地帯等・県道(県39)・松山港	
71-7	松山港海岸	興居島地区	国土(港)	松山市	(19195)	津波対策として護岸等の機能強化を検討(約850m)、種門改良(2基)	約3ha	集落(連担)・県道・松山港	
72	高浜漁港海岸	-	水産	松山市	433	津波対策として護岸等の機能強化と液状化対策を検討(約650m)	約0.1ha	集落(連担)・県道・県道(県39)	○
73	泊漁港海岸	-	水産	松山市	1042	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約440m)	約0.2ha	集落(連担)・県道	
74	御手洗海岸	-	共管(農村)	松山市	6755	高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約1000m)	約3ha	県道・農地(点在)	
76	鷺ヶ巣漁港海岸	-	水産	松山市	904	津波対策として面的防護対策を検討(約150m)	約0ha	集落(連担)・県道	
77	北浦海岸	-	共管(農村)	松山市	10530	高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約500m)	約3ha	県道・農地(連担)	
78	北浦漁港海岸	-	水産	松山市	631	津波対策として護岸等の機能強化を検討(約740m)	約0.1ha	集落(連担)・農地(連担)	
80	釣島漁港海岸	-	水産	松山市	302	津波対策として護岸等の機能強化を検討(約250m)	約0.1ha	集落(連担)	
82	塩屋海岸	-	国土(水国)	松前町	883	高潮対策として面的防護対策を検討(約600m)	約2ha	広範囲の人家連担地域・県道・県道(県22)	

NO.	海岸名	地区名	所管	関係市町	保全延長 (m)	計画施設概要 (区域、種類、規模、配置)	受益の地域及びその状況		重点整備 海岸
83	松前港海岸	-	国土(港)	松前町	6106	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約2,254m)	約14ha	広範囲の人家連担地域・工業地帯等・鉄道・公共施設(小学校)・県道(県22)・松前町役場	○
85	下吾川海岸	-	国土(水国)	伊予市	670	高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約400m)	約0ha	広範囲の人家連担地域・鉄道・国道(R56)・国道(R378)・伊予警察署・伊予消防等事務組合消防本部	
86-1	伊予港海岸	尾崎地区	国土(港)	伊予市	(3399)	津波・高潮対策として護岸等の機能強化と液状化対策を検討(約1,100m)	約4ha	広範囲の人家連担地域・鉄道・国道(R56)・国道(R378)・伊予市役所	○
86-2	伊予港海岸	灘町地区	国土(港)	伊予市	(3399)	津波・高潮対策として波高低減対策と液状化対策を検討(約2,213m)	約9ha	集落(連担)・鉄道・国道(R56)	○
87	北山崎海岸	-	国土(水国)	伊予市	1177	高潮対策として波高低減対策を検討(約800m)	約1ha	集落(連担)・市道・国道(R56)	○
89	森海岸	-	国土(水国)	伊予市	875	高潮対策として波高低減対策を検討(約500m)	約2ha	集落(連担)・農地(点在)	
93	上灘漁港海岸	-	水産	伊予市	1109	津波・高潮対策として波高低減対策を検討(約200m)	約0.5ha	集落(連担)・国道(R378)	○
94	上灘西海岸	-	国土(水国)	伊予市	2737	高潮対策として波高低減対策を検討(約400m)	約0ha	集落(点在)・国道(R378)	
95	下灘東海岸	-	国土(水国)	伊予市	4011	高潮対策として波高低減対策を検討(約1,200m)	約0ha	集落(点在)・国道(R378)	
97	下灘西海岸	-	国土(水国)	伊予市	4408	高潮対策として波高低減対策を検討(約1,500m)	約0.1ha	国道・集落(点在)・国道(R378)	
100-2	長浜港海岸	海岸通地区	国土(港)	大洲市	(3505)	津波対策として浸水対策を検討(約200m)	約0.3ha	広範囲の人家連担地域・国道(R378)	
100-3	長浜港海岸	新地地区	国土(港)	大洲市	(3505)	津波対策として浸水対策を検討(約430m)	約2ha	広範囲の人家連担地域・鉄道・国道(R378)・県道(県24)	
103	沖浦海岸	-	国土(水国)	大洲市	3148	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約215m)	約2ha	集落(点在)・国道	
111	磯崎漁港海岸	-	水産	八幡浜市	925	津波対策として護岸等の機能強化を検討(約200m)	約2ha	集落(連担)・国道	
114-1	喜木津漁港海岸	喜木津地区	水産	八幡浜市	(896)	津波対策として護岸等の機能強化を検討(約320m)	約0.2ha	集落(連担)・県道	
120	鳥津漁港海岸	-	水産	伊方町	281	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約150m)	約2ha	集落(点在)	
121	大成漁港海岸	-	水産	伊方町	900	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約40m)	約1ha	集落(連担)	
122	足成漁港海岸	-	水産	伊方町	317	津波対策として護岸等の機能強化を検討(約520m)	約0.7ha	集落(連担)	
123	三机港海岸	-	国土(港)	伊方町	4442	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約1,500m)	約9ha	集落(連担)・県道・伊方町瀬戸総合支所	
126	大江東海岸	-	農村	伊方町	940	高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約150m)	約1ha	農地(連担)	
129-1	田部漁港海岸	田部地区	水産	伊方町	328	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約170m)	約0.5ha	農地(点在)	
129-2	田部漁港海岸	神崎前浜地区	水産	伊方町	506	津波対策として護岸等の機能強化を検討(約50m)	約0.4ha	集落(点在)・町道	
130	神崎前海岸	-	農村	伊方町	707	津波・高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約300m)	約1ha	農地(点在)・町道	
131	釜木漁港海岸	-	水産	伊方町	617	津波対策として護岸等の機能強化を検討(約600m)	約0.5ha	集落(点在)	
134	二名津海岸	-	国土(水国)	伊方町	1300	高潮対策として護岸等の機能強化を検討(約200m)	約0.8ha	県道・農地(点在)	
136-1	明神漁港海岸	二名津地区	水産	伊方町	638	津波対策として護岸等の機能強化を検討(約890m)	約4ha	集落(連担)・県道	
136-2	明神漁港海岸	明神地区	水産	伊方町	402	津波対策として護岸等の機能強化を検討(約400m)	約0.5ha	集落(点在)・県道	
140-1	三崎漁港海岸	与修地区	水産	伊方町	226	津波対策として護岸等の機能強化を検討(約220m)	約0.3ha	集落(点在)・漁港	
				海岸数 76	保全延長 168,545	計画施設延長 52,630			海岸数 20
				地区数 92					地区数 28

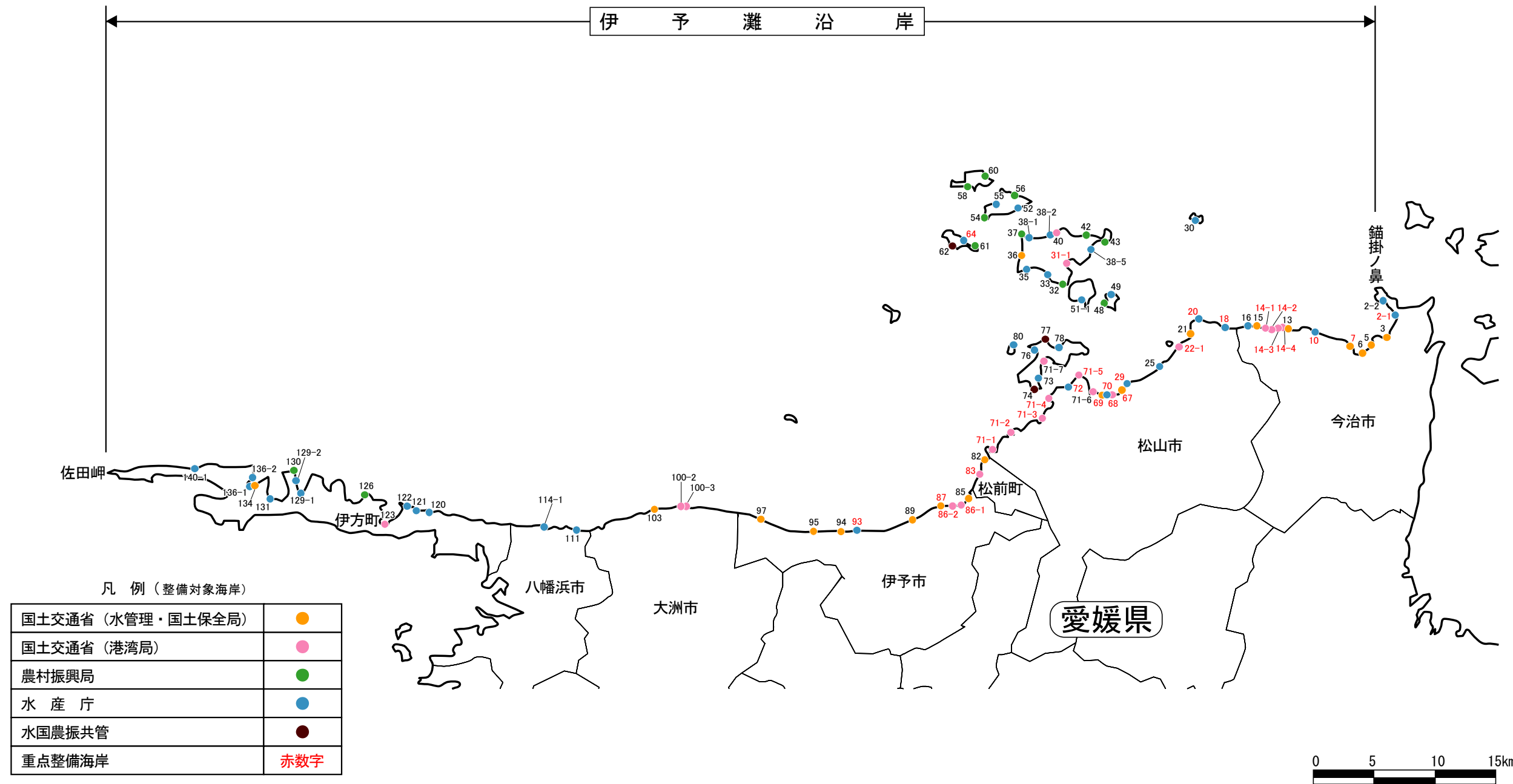
※海岸保全区域延長について

- ・今後、海岸保全区域を指定する予定であるため、現時点で0mとなっている区域がある。
- ・地区毎の延長が定められていない海岸については、当該海岸の全体延長を括弧書きとしている。

整備対象海岸位置図



伊予灘沿岸



2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の機能を維持するため、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕の措置を講じる。

また、今後、急速に老朽化施設の増加が見込まれていることから、早期に施設の長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

なお、長寿命化計画では、点検により構造物の防護機能及び性能を適切に把握・評価し、構造物の劣化予測等を行い、ライフサイクルを通じて、所定の防護機能を確保することを目標に、ライフサイクルコストの縮減と各年の点検・修繕に要する費用の平準化を実現する仕組みの構築を図る。

2-1. 海岸保全施設の存する区域

施設の機能を維持しようとする海岸保全施設の存する区域として、海岸保全施設整理表を示す。

2-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置

海岸保全施設の種類、規模及び配置について、海岸保全施設整理表の現況施設概要の欄に示す。

2-3. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案し、維持又は修繕の考え方を、海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法の欄に示す。

■維持又は修繕にかかる巡視・点検の例

	巡視 (パトロール)	一次点検	二次点検
目的	<ul style="list-style-type: none"> 防護機能や背後地、利用者の安全に影響を及ぼすような大きな変状の発見 効率的・効果的な点検の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の防護機能に影響を及ぼす変状の把握(天端高の沈下等)、施設全体の変状の有無の把握 二次点検・応急措置等の実施の必要性の判断 長寿命化計画の策定・変更 	<ul style="list-style-type: none"> 施設健全度の把握 長寿命化計画の策定・変更 対策の検討
内容	<ul style="list-style-type: none"> 陸上からの目視と近接目視 定期点検等の後の変状の進展の監視や新たな変状の発見のため、重点的かつ概括的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート部材の大きな変状や天端高等の確認 陸上からの目視等 	<ul style="list-style-type: none"> 近接目視 簡易な計測 必要に応じ詳細な調査
間隔	・数回/1年	・1回程度/5年	(同左)
実施時期	・海岸の利用が見込まれる連休前や地域特性を考慮して設定	・地域特性を考慮して設定(冬季波浪後、台風期前後等)	・一次点検の結果より必要と判断された場合
実施範囲	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検等において確認された重点点検箇所(地形等により変状が起りやすい箇所、実際に変状が確認された箇所等)等の監視 それ以外の施設の全体の概観 	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設の全延長を対象とするが、概ね5年で一巡するように順次実施 なお、点検の実施において特に重要な箇所は毎年実施することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 一次点検の結果より必要と判断された箇所(代表断面での実施も可)

※出典:海岸保全施設維持管理マニュアル H26.3 農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課

※各海岸毎の具体的な巡視・点検計画については、今後策定予定の長寿命化計画等により示すこととし、ここでは巡視・点検の概要について例示する。

■海岸保全施設整理表

NO.	海岸名	地区名	所管	関係市町	保全延長 (m)	現況施設概要 (種類、規模及び配置)	維持又は修繕の方法
1	尾原海岸	-	共管(水国)	今治市	550	護岸(214m)	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
2-1	小部漁港海岸	岡地区	水産	今治市	2034	護岸(278.7m)、胸壁(313.6m)、堤防(69m)、防砂堤(70m)、防潮堤(527.6m)、防波堤(9m)、離岸堤(553m)、樋門(1基)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
2-2	小部漁港海岸	宮崎地区	水産	今治市	764	護岸(760.0m)、離岸堤(200.0m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
3	九王海岸	-	国土(水国)	今治市	1211	護岸(1,204.5m)、離岸堤(100m)、開こう(2基)、階段(1基)	レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
4	九王西海岸	-	国土(水国)	今治市	1575	-	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
5	南九王海岸	-	国土(水国)	今治市	762	護岸(649m)、離岸堤(150m)、導流堤(60m)、樋門(1基)、樋管(4基)、陸こう(5基)、階段(1基)	マリンスポーツ(サーフィン)などのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
6	大井海岸	-	国土(水国)	今治市	2002	護岸(2,285m)、胸壁(87m)、導流堤(60m)、突堤(159.5m)、開こう(2基)、樋門(3基)、陸こう(3基)	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
7	新田海岸	-	国土(水国)	今治市	4446	護岸(2,526m)、導流堤(232.5m)、突堤(143m)、開こう(2基)、樋門(5基)、樋管(6基)、陸こう(1基)、階段(2基)	特に海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
8	西別府海岸	-	国土(水国)	今治市	172	護岸(202.5m)、開こう(1基)、樋門(1基)、階段(1基)	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
9-1	高城海岸	-	国土(水国)	今治市	414	護岸(219m)、突堤(40.5m)、開こう(2基)、樋門(1基)、樋管(1基)	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
9-2	高城海岸	-	国土(水国)	今治市	300	護岸(264m)、離岸堤(20m)、樋門(1基)、樋管(6基)、陸こう(5基)	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
10	亀岡漁港海岸	-	水産	今治市	2669	護岸(2,102.7m)、防砂堤(69m)、離岸堤(140m)、導流堤(285.4m)、水門(4基)、樋門(1基)、樋管(2基)	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
11	葉山海岸	-	国土(水国)	今治市	1986	護岸(1,616m)、離岸堤(210m)、導流堤(100m)、開こう(6基)、樋管(3基)、陸こう(3基)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
12	北浜東海岸	-	国土(水国)	今治市	1270	護岸(390m)	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
13	北浜海岸	-	国土(水国)	今治市	187	護岸(185m)、突堤(88.6m)、開こう(1基)、樋門(1基)	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
14-1	菊間港海岸	西海岸地区	国土(港)	今治市	(1814)	護岸(415m)、開こう(2基)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
14-2	菊間港海岸	水尻海岸地区	国土(港)	今治市	(1814)	護岸(388m)、陸こう(2基)、階段(2基)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
14-3	菊間港海岸	新田地区	国土(港)	今治市	(1814)	護岸(242m)、防潮堤(355m)、防波堤(50m)、開こう(5基)	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
14-4	菊間港海岸	北浜地区	国土(港)	今治市	(1814)	防潮堤(106m)	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
15	田の尻海岸	-	国土(水国)	今治市	2579	護岸(2,529m)、離岸堤(760m)、突堤(179.3m)、開こう(7基)、樋管(9基)、階段(4基)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
16	田の尻漁港海岸	-	水産	今治市	485	護岸(152.0m)	漁業などの産業活動はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
17	浅海海岸	-	国土(水国)	松山市	410	護岸(780m)、離岸堤(270m)、導流堤(118m)、樋門(2基)、陸こう(4基)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
18	浅海漁港海岸	-	水産	松山市	1295	護岸(121.0m)、防潮堤(863.0m)、離岸堤(359.6m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
19	大浦海岸	-	国土(水国)	松山市	1850	護岸(1,862.5m)、突堤(61m)、樋門(1基)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
20	大浦漁港海岸	-	水産	松山市	975	護岸(955.0m)、防砂堤(15m)、離岸堤(268.4m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
21	立岩海岸	-	国土(水国)	松山市	1670	護岸(1,176.5m)、離岸堤(607m)、導流堤(332m)、突堤(259m)、潜堤(155m)、開こう(6基)、樋門(3基)、樋管(1基)、階段(2基)、坂路(1基)	特に海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
22-1	北条港海岸	土手内・辻地区	国土(港)	松山市	(3141)	護岸(792m)、防砂堤(332m)、防潮堤(1714m)、防波堤(312m)、陸こう(2基)、階段(5基)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
22-2	北条港海岸	鹿島地区	国土(港)	松山市	(3141)	護岸(632.5m)、防波堤(146m)、突堤(130m)、陸間(3基)、水門(1基)、開こう(1基)、階段(18基)	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
23	新開海岸	-	国土(水国)	松山市	1592	護岸(1,262m)、離岸堤(741m)、導流堤(150m)、突堤(103m)、水門(2基)、陸こう(2基)、階段(3基)	特に海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
24	柳原海岸	-	国土(水国)	松山市	1629	護岸(1,485m)、離岸堤(800m)、突堤(441m)、潜堤(14m)、樋門(2基)、階段(15基)	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
25	柳原漁港海岸	-	水産	松山市	741	胸壁(43m)、防潮堤(232m)、離岸堤(115m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
26	鹿峰海岸	-	国土(水国)	松山市	573	護岸(926m)、離岸堤(466m)、導流堤(116m)、開こう(4基)、樋門(2基)	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
27	河原海岸	-	国土(水国)	松山市	1442	護岸(1,621m)、離岸堤(620m)、突堤(239m)、開こう(13基)、樋門(2基)	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
28	磯河内漁港海岸	-	水産	松山市	222	胸壁(56.0m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
29	小川漁港海岸	-	水産	松山市	679	防砂堤(69.7m)、防潮堤(520m)、護岸(159.0m)、離岸堤(141.3m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。

NO.	海岸名	地区名	所管	関係市町	保全延長 (m)	現況施設概要 (種類、規模及び配置)	維持又は修繕の方法
30	安居島漁港海岸	-	水産	松山市	794	護岸(435.8m)、防潮堤(256m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
31-1	中島港海岸	本島地区	国土(港)	松山市	(6368)	護岸(3,178.7m)、胸壁(459.3m)、防波堤(922.8m)、突堤(249m)、陸こう(6基)、開こう(2基)、水門(5基)、階段(8基)	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
31-2	中島港海岸	睦月地区	国土(港)	松山市	(6368)	護岸(448.0m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
32	大串海岸	-	農村	松山市	1846	護岸(1,846m)、突堤(107.5m)、潜堤(247m)、消波工(94m)	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
33	長師漁港海岸	-	水産	松山市	2530	防砂堤(41.0m)、突堤(252.7m)、導流堤(24.0m)、護岸(1,918.4m)、胸壁(104.8m)、離岸堤(146.1m)、潜堤(430.0m)	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
34	宮野海岸	-	共管(農村)	松山市	614	護岸(562.8m)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
35	神ノ浦漁港海岸	-	水産	松山市	1180	護岸(712.2m)、胸壁(20m)、防砂堤(60.4m)、導流堤(10.5m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
36	長崎海岸	-	国土(水国)	松山市	4231	護岸(4,231m)、離岸堤(414m)、突堤(20m)、開こう(5基)、陸こう(1基)、階段(12基)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
37	宇和間小部屋海岸	-	農村	松山市	1365	護岸(1,357m)、消波工(651m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
38-1	饒漁港海岸	宇和間熊田地区	水産	松山市	848	護岸(472.5m)、胸壁(256.6m)、防砂堤(19.2m)、導流堤(20.9m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
38-2	饒漁港海岸	吉木地区	水産	松山市	408	護岸(175.3m)、防砂堤(29.9m)、胸壁(63.0m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
38-3	饒漁港海岸	饒地区	水産	松山市	564	護岸(221.8m)、防砂堤(8.0m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
38-4	饒漁港海岸	畑里地区	水産	松山市	360	護岸(359.3m)、離岸堤(267.0m)、突堤(67.8m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
38-5	饒漁港海岸	粟井地区	水産	松山市	351	護岸(132.1m)、胸壁(112.0m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
38-6	饒漁港海岸	大泊地区	水産	松山市	537	護岸(530.1m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
39	吉木海岸	-	国土(水国)	松山市	977	護岸(977m)、離岸堤(277m)、突堤(26m)、開こう(2基)、階段(4基)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
40	西中港海岸	-	国土(港)	松山市	520	護岸(588m)、防波堤(110m)、水門(2基)、導流堤(53m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
41	池の淵海岸	-	国土(水国)	松山市	1533	護岸(1,010m)、離岸堤(684m)、導流堤(35m)、突堤(31m)、開こう(1基)、陸こう(3基)、階段(1基)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
42	小畑海岸	-	農村	松山市	3314	護岸(2,000.6m)、突堤(107.3m)、消波工(1793m)、根固工(679m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
43	大泊海岸	-	農村	松山市	250	護岸(209m)、消波工(146.9m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
44	粟井替那海岸	-	農村	松山市	1293	護岸(1,288.9m)、消波工(746m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
45	粟井南海岸	-	共管(農村)	松山市	1232	護岸(1,231.6m)、離岸堤(267m)、消波工(338m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
46	コウノ谷海岸	-	農村	松山市	211	護岸(211.3m)、消波工(154.2m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
47	野忽那北海岸	-	国土(水国)	松山市	2760	護岸(270.6m)、堤防(16.1m)、階段(3基)	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
48	野忽那南海岸	-	農村	松山市	2295	護岸(2,011m)、消波工(772m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
49	野忽那漁港海岸	-	水産	松山市	925	護岸(704.9m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
50	睦月海岸	-	国土(水国)	松山市	7050	護岸(1,457m)、階段(3基)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
51-1	睦月漁港海岸	睦月地区	水産	松山市	(1812)	護岸(851.1m)、胸壁(96.8m)、防砂堤(83.5m)、離岸堤(310.0m)、樋門(1基)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
51-2	睦月漁港海岸	梅ノ子地区	水産	松山市	(1812)	護岸(70.2m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
52	上怒和漁港海岸	-	水産	松山市	1695	護岸(1,155.7m)、胸壁(201.0m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
53	上怒和海岸	-	国土(水国)	松山市	1242	護岸(1,245m)、離岸堤(509m)、開こう(3基)、陸こう(1基)、階段工(1基)、階段(1基)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
54	怒和南海岸	-	農村	松山市	3635	護岸(2,599m)、消波工(1482m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
55	元怒和漁港海岸	-	水産	松山市	820	護岸(328.4m)、胸壁(263.0m)、堤防(186.6m)、防砂堤(11.5m)、離岸堤(330.0m)、曳船道(2.5m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
56	怒和北海岸	-	農村	松山市	6895	護岸(5,101m)、消波工(1791m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
57	津和地漁港海岸	-	水産	松山市	1350	護岸(620.6m)、胸壁(617.4m)、離岸堤(135m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。

NO.	海岸名	地区名	所管	関係市町	保全延長 (m)	現況施設概要 (種類、規模及び配置)	維持又は修繕の方法
58	津和地仙波海岸	-	農村	松山市	1781	護岸(1,666m)、離岸堤(300m)、消波工(329m)、階段(1基)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
59	津和地アジロ海岸	-	農村	松山市	3835	護岸(2,798m)、消波工(1830m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
60	津和地ハゼ海岸	-	農村	松山市	3078	護岸(3,078m)、消波工(1630m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
61	二神小池海岸	-	農村	松山市	2155	護岸(1,887m)、消波工(1071m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
62	二神南海岸	-	共管(農村)	松山市	3242	護岸(2,990m)、消波工(1018m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
63	二神水尻海岸	-	農村	松山市	2455	護岸(2,170m)、消波工(1332.4m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
64	二神漁港海岸	-	水産	松山市	570	護岸(257.3m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
65	由利海岸	-	農村	松山市	3132	護岸(128m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
66	由利漁港海岸	-	水産	松山市	1585	護岸(129.0m)、防潮堤(132m)	レクリエーション面での海岸利用や漁業などの産業活動があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
67	堀江東海岸	-	国土(水国)	松山市	1714	護岸(1,696m)、突堤(149m)、陸こう(3基)、階段(1基)	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
68	堀江港海岸	-	国土(港)	松山市	493	護岸(113m)、胸壁(105m)、防潮堤(408m)、防波堤(253m)	自然環境と人々の生活や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
69	堀江西海岸	-	国土(水国)	松山市	309	護岸(309m)、導流堤(32m)、開こう(6基)	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
70	堀江漁港海岸	-	水産	松山市	422	護岸(69.0m)、胸壁(140.0m)、堤防(213.0m)、防砂堤(30.0m)、導流堤(115.2m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
71-1	松山港海岸	今出地区	国土(港)	松山市	(19195)	護岸(4,553m)、防潮堤(168m)、防波堤(121m)、水門(4基)	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
71-2	松山港海岸	吉田地区	国土(港)	松山市	(19195)	護岸(5,301m)、胸壁(1,441.6m)、防潮堤(122.4m)、水門(4基)、階段(1基)	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
71-3	松山港海岸	三津地区	国土(港)	松山市	(19195)	護岸(2,104m)、開こう(3基)、陸こう(1基)、階段(6基)	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
71-4	松山港海岸	梅津寺地区	国土(港)	松山市	(19195)	護岸(2,541m)、胸壁(110m)、防波堤(273m)、突堤(320m)、開こう(3基)、水門(3基)、陸こう(1基)、階段(7基)	特に海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
71-5	松山港海岸	高浜地区	国土(港)	松山市	(19195)	護岸(4,088.3m)、防波堤(125m)、突堤(190m)、開こう(19基)、陸こう(1基)、階段(6基)	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
71-6	松山港海岸	和気地区	国土(港)	松山市	(19195)	護岸(1,224m)、胸壁(130m)、防砂堤(86m)、防潮堤(907m)、防波堤(613m)、導流堤(149m)、開こう(3基)、水門(5基)	特に海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
71-7	松山港海岸	興居島地区	国土(港)	松山市	(19195)	護岸(4,031m)、防砂堤(145m)、防波堤(274m)、導流堤(415m)、突堤(74m)、陸こう(17基)、開こう(1基)、樋門(12基)、階段(13基)	自然環境と人々の生活や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
72	高浜漁港海岸	-	水産	松山市	433	護岸(6.6m)、胸壁(356.7m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
73	泊瀬漁港海岸	-	水産	松山市	1042	護岸(664.0m)、胸壁(74.6m)、防砂堤(10m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
74	御手洗海岸	-	共管(農村)	松山市	6755	護岸(4,235m)、消波工(572m)	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
75	御手洗漁港海岸	-	水産	松山市	924	護岸(708.2m)、堤防(94.0m)、胸壁(106.0m)、防砂堤(39.0m)、離岸堤(100.0m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
76	鷺ヶ鼻漁港海岸	-	水産	松山市	904	護岸(374.0m)、胸壁(80m)、堤防(120.2m)、防砂堤(112m)、船揚場(15.0m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
77	北浦海岸	-	共管(農村)	松山市	10530	護岸(4936.7m)、消波工(193m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
78	北浦漁港海岸	-	水産	松山市	631	護岸(24.0m)、堤防(606.2m)、胸壁(24.1m)、防砂堤(36.0m)、離岸堤(210.0m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
79	馬磯漁港海岸	-	水産	松山市	828	護岸(607.0m)、胸壁(90.3m)、防砂堤(20m)、離岸堤(210m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
80	釣島漁港海岸	-	水産	松山市	302	護岸(49.6m)、胸壁(113.1m)、防砂堤(11m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
81	釣島海岸	-	共管(農村)	松山市	2540	護岸(2,540m)、離岸堤(178.2m)、突堤(35m)、消波工(382m)、根固工(987m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
82	塩屋海岸	-	国土(水国)	松前町	883	護岸(1,072m)、導流堤(277m)、突堤(297m)、水門(1基)	海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
83	松前港海岸	-	国土(港)	松前町	6106	護岸(4,221.4m)、堤防(444m)、防波堤(392m)、突堤(64m)、陸こう(5基)、開こう(13基)、水門(2基)、開門(1基)	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
84	新川海岸	-	国土(水国)	伊予市	760	護岸(734m)、突堤(143m)、階段(12基)	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
85	下吾川海岸	-	国土(水国)	伊予市	670	護岸(420m)、離岸堤(110m)、突堤(125m)	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
86-1	伊予港海岸	尾崎地区	国土(港)	伊予市	(3399)	護岸(247.8m)、堤防(64.2m)、防砂堤(100m)、防潮堤(1,036.2m)、導流堤(405m)、突堤(307.4m)、港堤(155m)、陸こう(5基)、水門(2基)、階段(4基)	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。

NO.	海岸名	地区名	所管	関係市町	保全延長 (m)	現況施設概要 (種類、規模及び配置)	維持又は修繕の方法
86-2	伊予港海岸	灘町地区	国土(港)	伊予市	(3399)	護岸(1,424.9m)、防砂堤(56m)、防波堤(678.9m)、階段(2基)	特に海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
87	北山崎海岸	-	国土(水国)	伊予市	1177	護岸(972m)、導流堤(129m)、突堤(269m)、水門(2基)、消波堤(677m)	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
88	森漁港海岸	-	水産	伊予市	740	護岸(470.0m)、離岸堤(37.0m)	レクリエーション面での海岸利用や漁業などの産業活動はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
89	森海岸	-	国土(水国)	伊予市	875	護岸(795m)、離岸堤(290m)、導流堤(100m)、陸こう(3基)	特に海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
90	森西海岸	-	国土(水国)	伊予市	597	護岸(88m)	利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
91	高野川漁港海岸	-	水産	伊予市	767	護岸(708m)、防砂堤(151.5m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
92	上灘東海岸	-	国土(水国)	伊予市	1773	護岸(2,104m)、離岸堤(500m)、突堤(334m)、樋門(1基)、階段(13基)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
93	上灘漁港海岸	-	水産	伊予市	1109	護岸(500.8m)、防砂堤(23.5m)	漁業などの産業活動はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
94	上灘西海岸	-	国土(水国)	伊予市	2737	護岸(2,909m)、離岸堤(682m)、突堤(627.5m)、潜堤(261m)	特に海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
95	下灘東海岸	-	国土(水国)	伊予市	4011	護岸(4,152m)、離岸堤(80m)、突堤(191.5m)、開こう(10基)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
96	豊田漁港海岸	-	水産	伊予市	891	護岸(80.6m)、胸壁(65.6m)、突堤(42.6m)	漁業などの産業活動はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
97	下灘西海岸	-	国土(水国)	伊予市	4408	護岸(4,048.5m)、離岸堤(350m)、突堤(263m)、階段(18基)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
98	喜多漁港海岸	-	水産	大洲市	2167	護岸(1,823.7m)、防砂堤(180m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
99	喜多灘海岸	-	国土(水国)	大洲市	1270	護岸(1,414m)	レクリエーション面での海岸利用があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
100-1	長浜港海岸	西海岸地区	国土(港)	大洲市	(3505)	護岸(329m)、防砂堤(192m)、防波堤(748m)、防波堤(300m)、開こう(1基)、階段(13基)	自然環境と人々の生活やレクリエーション活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
100-2	長浜港海岸	海岸通地区	国土(港)	大洲市	(3505)	防波堤(829m)、階段(3基)	港湾などの利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
100-3	長浜港海岸	新地地区	国土(港)	大洲市	(3505)	護岸(34m)	港湾などの利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
100-4	長浜港海岸	小波町地区	国土(港)	大洲市	(3505)	護岸(85m)、防波堤(236m)、防波堤(10m)、階段(1基)	港湾などの利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
100-5	長浜港海岸	築地地区	国土(港)	大洲市	(3505)	護岸(618m)、防波堤(135m)、開こう(5基)、階段(2基)	港湾などの利用はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
101	脇川口漁港海岸	-	水産	大洲市	0	-	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
102	沖浦漁港海岸	-	水産	大洲市	0	-	漁業などの産業活動はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
103	沖浦海岸	-	国土(水国)	大洲市	3148	護岸(1884m)、開こう(5基)、堤防(525.0m)、消波工(延長不明)、階段(1基)	特に海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
104	須沢漁港海岸	-	水産	大洲市	421	護岸(252.0m)、防砂堤(20m)、防波堤(90m)	特に海水浴などのレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域であり、海岸利用の促進に配慮した施設の維持管理に努める。
105	櫛生海岸	-	国土(水国)	大洲市	2028	護岸(1,662m)、階段(5基)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
106	櫛生漁港海岸	-	水産	大洲市	299	護岸(191.5m)、防波堤(100.0m)	漁業などの産業活動はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
107	出海海岸	-	国土(水国)	大洲市	2095	護岸(1770.5m)、階段(8基)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
108	出海漁港海岸	-	水産	大洲市	573	護岸(16.0m)、防砂堤(85.0m)、防波堤(463.8m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
109	青島海岸	-	共管(農村)	大洲市	658	護岸(238.5m)	キャンプなどのレクリエーション面での海岸利用が盛んであるが、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
110	青島漁港海岸	-	水産	大洲市	421	護岸(78.0m)、防波堤(369.9m)	漁業などの産業活動はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
111	磯崎漁港海岸	-	水産	八幡浜市	925	護岸(84.0m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
112	磯崎海岸	-	国土(水国)	八幡浜市	1500	護岸(704.5m)、階段(2基)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
113	喜木津海岸	-	国土(水国)	八幡浜市	400	護岸(339m)、開こう(1基)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
114-1	喜木津漁港海岸	喜木津地区	水産	八幡浜市	(896)	護岸(75.0m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
114-2	喜木津漁港海岸	広早地区	水産	八幡浜市	(896)	護岸(19.0m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
115	広早海岸	-	国土(水国)	八幡浜市	260	護岸(109m)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。

NO.	海岸名	地区名	所管	関係市町	保全延長 (m)	現況施設概要 (種類、規模及び配置)	維持又は修繕の方法
116	伊方越海岸	-	国土(水国)	伊方町	909	-	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
117-1	伊方越漁港海岸	伊方越地区	水産	伊方町	612	護岸(287.0m)	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
117-2	伊方越漁港海岸	亀浦地区	水産	伊方町	227	護岸(137.0m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
118	オノウラ海岸	-	農村	伊方町	930	護岸(546.8m)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
119	柿ガ谷海岸	-	国土(水国)	伊方町	670	-	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
120	鳥津漁港海岸	-	水産	伊方町	281	胸壁(152.4m)	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
121	大成漁港海岸	-	水産	伊方町	900	護岸(487.0m)、胸壁(124.9m)、水門(1基)	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
122	足成漁港海岸	-	水産	伊方町	317	護岸(86.4m)、防波堤(115.0m)	レクリエーション面での海岸利用や漁業などの産業活動はあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
123	三机海岸	-	国土(港)	伊方町	4442	護岸(3,027.3m)、堤防(432.6m)、防砂堤(24m)、防潮堤(268m)、防波堤(594.8m)	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や港湾などの利用が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
124	松ノ浜海岸	-	国土(水国)	伊方町	450	-	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
125-1	西小島漁港海岸	松之浜地区	水産	伊方町	236	護岸(170.0m)、防砂堤(18m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
125-2	西小島漁港海岸	大江地区	水産	伊方町	475	護岸(190.0m)、胸壁(30m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
125-3	西小島漁港海岸	志津地区	水産	伊方町	478	護岸(217.0m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
125-4	西小島漁港海岸	小島地区	水産	伊方町	797	護岸(678.0m)、離岸堤(161.9m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
126	大江東海岸	-	農村	伊方町	940	護岸(384.4m)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
127	大江海岸	-	国土(水国)	伊方町	4600	護岸(557m)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
128	田部北海岸	-	国土(水国)	伊方町	263	護岸(180.5m)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
129-1	田部漁港海岸	田部地区	水産	伊方町	328	護岸(175.0m)	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
129-2	田部漁港海岸	神崎前浜地区	水産	伊方町	506	護岸(242.0m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
129-3	田部漁港海岸	神崎後浜地区	水産	伊方町	299	護岸(215m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
130	神崎前海岸	-	農村	伊方町	707	護岸(193m)、根固(119.8m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。
131	釜木漁港海岸	-	水産	伊方町	617	護岸(485.6m)	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
132	釜木東海岸	-	農村	伊方町	970	護岸(842.9m)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
133	平磯漁港海岸	-	水産	伊方町	360	護岸(255m)、物揚場(70.0m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
134	二名津海岸	-	国土(水国)	伊方町	1300	護岸(421m)、開こう(2基)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
135	明神海岸	-	国土(水国)	伊方町	1106	護岸(1,196.5m)、突堤(20.5m)、開こう(3基)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
136-1	明神漁港海岸	二名津地区	水産	伊方町	638	護岸(165.0m)	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
136-2	明神漁港海岸	明神地区	水産	伊方町	402	護岸(243.0m)	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
137	松漁港海岸	-	水産	伊方町	241	護岸(127.5m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
138	仁田浜海岸	-	国土(水国)	伊方町	900	-	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
139	馬乗海岸	-	農村	伊方町	2500	護岸(845.2m)	自然環境が豊富な地域ではあるものの、利用促進や自然環境の復元対策など特別な配慮を必要としないため、防護を中心とした施設の維持管理に努める。
140-1	三崎漁港海岸	与修地区	水産	伊方町	226	-	自然環境と人々の生活、レクリエーション活動や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
140-2	三崎漁港海岸	半田地区	水産	伊方町	0	-	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
140-3	三崎漁港海岸	串地区	水産	伊方町	302	護岸(267.0m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
140-4	三崎漁港海岸	正野谷地区	水産	伊方町	0	-	レクリエーション面での海岸利用や漁業などの産業活動があるものの、貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。

NO.	海岸名	地区名	所管	関係市町	保全延長 (m)	現況施設概要 (種類、規模及び配置)	維持又は修繕の方法
140-5	三崎漁港海岸	影の平地区	水産	伊方町	85	護岸(62.8m)	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
140-6	三崎漁港海岸	長浜地区	水産	伊方町	0	-	自然環境と人々の生活や漁業などの産業活動が共存している地域であり、環境面と利用面に配慮した施設の維持管理に努める。
141	蜂の巣海岸	-	農村	伊方町	1060	護岸(838.2m)、根固(243.4m)	貴重な自然環境・景観資源などが豊富な地域であり、特に自然環境の保全に配慮した施設の維持管理に努める。

※海岸保全区域延長について

- ・今後、海岸保全区域を指定する予定であるため、現時点で0mとなっている区域がある。
- ・地区毎の延長が定められていない海岸については、当該海岸の全体延長を括弧書きとしている。